

令和元年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	12
一般議案	17
補正予算議案	8
合計	37

令和元年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	総務局
2	北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について	
3	北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について	
4	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	
5	北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
6	北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	保健福祉局
7	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
8	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
9	北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	消防局
10	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育委員会
11	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	
12	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	
13	桃園市民プール新築工事請負契約の一部変更について	技術監理局
14	桃園市民プール新築機械工事請負契約の一部変更について	
15	当せん金付証票の発売について	財政局
16	公有水面埋立てによる土地確認について	市民文化スポーツ局
17	町の区域の変更について	
18	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
19	鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について	
20～25	指定管理者の指定について（北九州市立和布刈塩水プール等）	市民文化スポーツ局

番号	件名	提出局
26～28	指定管理者の指定について（北九州市立小倉母子寮等）	子ども家庭局
29	指定管理者の指定の一部変更について（北九州産業技術保存継承センター）	産業経済局
30	令和元年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
31	令和元年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について	
32	令和元年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
33	令和元年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
34	令和元年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
35	令和元年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
36	令和元年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
37	令和元年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

N o
1

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

(総務局人事部人事課)

自己啓発等休業を申請することができる要件のうち、職員としての在職期間を短縮するため、関係規定を改めるもの

- 1 自己啓発等休業の申請要件のうち職員としての在職期間の短縮（第2条関係）

現 行	改 正 後
3年以上	2年以上

- 2 施行期日
公布の日

N o
2

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

給与改定

改定率 0.14パーセント

2 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

(1) 住居手当の改定（第14条の2関係）

ア 手当の支給対象の家賃額の下限の引上げ

現 行	改正後
月額 12,000円	月額 16,000円

イ 手当額の上限の引上げ

現 行	改正後
月額 27,000円	月額 28,000円

ウ 経過措置

手当額が2,000円を超える減額となる職員は、1年間、減額幅を2,000円とする経過措置を設ける。

(2) 行政職給料表の号給の増設（別表第1関係）

行政職給料表の2級及び3級について、それぞれ8号給ずつの増設を行う。

3 施行期日

1は、規則で定める日（平成31年4月1日から適用）

2は、令和2年4月1日

No 3	北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について (総務局人事部給与課)
<p>職員等が勤務地内において出張する場合に支給する日当を廃止するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 勤務地内出張の日当の廃止（北九州市旅費条例第16条、別表第4関係、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例第3条、別表関係）</p> <p>職員等が勤務地内において出張する場合に支給する日当を廃止する。</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>	

No 4	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(総務局人事部給与課)</p>
<p>第1号会計年度任用職員の報酬等の支払方法に口座振替の方法を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 報酬等の支払方法の追加（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第9条関係）</p> <p>第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支払について、当該職員から申出があったときは、報酬等の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 5	北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について (市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課)
---------	---

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名の改正に伴う規定の整備（第13条関係）

現 行	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
改正後	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

- 2 条例に引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の略称に係る規定の整備（第13条関係）

現 行	情報通信技術利用法
改正後	情報通信技術活用法

- 3 条例に引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第13条関係）

現 行	改正後
第3条第1項	第6条第1項
第4条第1項	第7条第1項
第5条第1項	第8条第1項

- 4 その他の改正（第13条関係）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律に

(次頁に続く)

(続き)

よる改正後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び特定非営利活動促進法の規定に合わせるため、規定の整備を行う。

5 施行期日

規則で定める日

N o
6

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局総務部総務課)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する北九州市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 災害援護資金の償還金の支払猶予等をするか否か判断するため、貸付けを受けた者等の収入又は資産の状況について報告等を求めることができる権限の追加等（第15条関係）

現 行	改正後
償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。	償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条各項、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

- 2 北九州市災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第16条関係）
災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の付属機関として北九州市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。

- 3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、令和2年4月1日

No 7	<p>北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課)</p>				
<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置の基準の特例の期限を延長する等のため、関係規定を改めるもの</p>					
<p>1 幼保連携型認定こども園の園舎の設備の基準の変更（第8条、第15条関係）</p> <p>保育室等を3階以上に設ける幼保連携型認定こども園の園舎は、耐火建築物でなければならないことを定める。</p>					
<p>2 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限の延長（付則第4項関係）</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月1日から起算して5年間</td> <td>平成27年4月1日から起算して10年間</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改正後	平成27年4月1日から起算して5年間	平成27年4月1日から起算して10年間
現 行	改正後				
平成27年4月1日から起算して5年間	平成27年4月1日から起算して10年間				
<p>3 施行期日</p> <p>1 は、公布の日</p> <p>2 は、令和2年4月1日</p>					

No 8	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)
<p data-bbox="204 450 1404 544">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の設備の基準を変更するため、関係規定を改めるもの</p> <ol data-bbox="248 629 1404 958" style="list-style-type: none"><li data-bbox="248 629 1404 786">1 保育所の設備の基準の変更（第46条関係） 保育室等を3階以上に設ける保育所の建物は、耐火建築物でなければならないことを定める。 <li data-bbox="248 869 1404 958">2 施行期日 公布の日	

No 9	<p>北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(消防局総務部総務課)</p>
---------	---

八幡西消防署を移転するため、関係規定を改めるもの

1 八幡西消防署の移転（別表関係）

現行	改正後
北九州市八幡西区相生町15 番25号	北九州市八幡西区相生町19 番19号

2 施行期日

規則で定める日

No
10

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務部企画調整課)

専修学校を新設するため、関係規定を改めるもの

1 専修学校の新設

(1) 名称及び位置 (別表第1関係)

名称	北九州市立高等理容美容学校
位置	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

(2) 使用料及び手数料 (別表第3関係)

入学料	2,000円
授業料	月額4,800円
入学選考料	1,500円
実習費	実費相当額

2 施行期日

令和2年4月1日

No
11

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について

(教育委員会教職員部教職員給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

給与改定

改定率 0.09パーセント

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

(1) 住居手当の改定（第21条関係）

ア 手当の支給対象の家賃額の下限の引上げ

現行	改正後
月額 12,000円	月額 16,000円

イ 手当額の上限の引上げ

現行	改正後
月額 27,000円	月額 28,000円

ウ 経過措置

手当額が2,000円を超える減額となる場合は、1年間、減額幅を2,000円とする経過措置を設ける。

(2) 行政職給料表の号給の増設（別表第2関係）

行政職給料表の2級及び3級について、それぞれ8号給ずつの増設を行う。

(次頁に続く)

(続き)

3 施行期日

1 は、規則で定める日（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

2 は、令和 2 年 4 月 1 日

No 12	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員給与課)
----------	---

義務教育費国庫負担金の見直し及び他の地方公共団体の教員の給与等を考慮し、教員特殊業務手当の改定を行うため、関係規定を改めるもの

- 1 教員特殊業務手当の改定（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例別表関係、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表第7関係）

区 分	現 行	改 正 後
学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき	3,600円	2,700円

- 2 施行期日

令和2年1月1日

<p>N o 1 3</p>	<p>桃園市民プール新築工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>桃園市民プール新築工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 19億7,316万円</p> <p>2 変更契約金額 19億7,678万2,300円</p>	

No 14	桃園市民プール新築機械工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(技術監理局契約部契約課)</p>
<p>桃園市民プール新築機械工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決契約金額 7億9,367万400円 2 変更契約金額 8億87万8,700円	

No 15	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>令和2年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

No 16	公有水面埋立てによる土地確認について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	---

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの

土 地 の 所 在 地	面 積
北九州市若松区響町二丁目 4から6まで、7の1、8の1地先	36万4,856.77㎡

No 17	町の区域の変更について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	--

公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入するもの

土地の所在地	町の区域	面積
北九州市若松区響町二丁目 4から6まで、7の1、8の1 地先	若松区響町二丁目	36万4,856.77 m ²

No
18

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	47路線	4,110m	26,850㎡
変更	5路線	740m	20,242㎡
廃止	5路線	△200m	△1,029㎡

<p>N o 1 9</p>	<p>鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町 牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について (建設局道路部街路課)</p>
<p>鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山 海岸線架道橋新設工事委託協定の一部を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 3 9 億 9 , 9 8 8 万 7 千 円</p> <p>2 変更契約金額 4 6 億 9 , 9 8 8 万 7 千 円</p>	

N o 20～25	指定管理者の指定について（北九州市立和布刈塩水プール等） （市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課）
--------------	---

北九州市立和布刈塩水プール等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
20	北九州市立和布刈塩水プール	北九州スポーツネットワーク共同事業体	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	北九州市立大里プール		
	北九州市立紫川河畔プール		
	北九州市立門司球場		
	北九州市立三萩野庭球場		
	北九州市立紫川河畔庭球場		
	北九州市立吉田太陽の丘庭球場		
	北九州市立田野浦庭球場		
	北九州市立勝山弓道場		
	北九州市立大里柔剣道場		
	北九州市立三萩野体育館		
	北九州市立新門司体育館		
	北九州市立門司体育館		
	北九州市立門司青少年体育館		
	北九州市立小倉北体育館		
北九州市立小倉南体育館			
北九州市立城野体育館			
北九州市立曾根体育館			

（次頁に続く）

(続き)

	北九州市立新門司温水プール		
	北九州市立松ヶ江プール		
	北九州市立朽網プール		
	北九州市立門司庭球場		
	北九州市立小倉南庭球場		
	北九州市立小倉南武道場		
	北九州市立小倉北柔剣道場		
	北九州市立門司弓道場		
2 1	北九州市立大池プール	公益財団法人 北九州市スポーツ協会	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（北九州市立城山緑地アーチェリー場は、同施設の供用開始の日から令和7年3月31日まで）
	北九州市立折尾プール		
	北九州市立上津役プール		
	北九州市立木屋瀬プール		
	北九州市立岩ヶ鼻市民プール		
	北九州市立高炉台球場		
	北九州市立都島球場		
	北九州市立香月中央運動場		
	北九州市立香月中央庭球場		
	北九州市立城山緑地アーチェリー場		
	北九州市立八幡東体育館		
	北九州市立総合体育館		
	北九州市立若松体育館		
	北九州市立黒崎体育館		
	北九州市立城山体育館		
	北九州市立折尾スポーツセンター		

(次頁に続く)

(続き)

	北九州市立香月スポーツセンター		
	北九州市立小石プール		
	北九州市立藤ノ元プール		
	北九州市立沖田プール		
	北九州市立鞆ヶ谷競技場		
	北九州市立城山球場		
	北九州市立城山庭球場		
	北九州市立若松武道場		
	北九州市立八幡東柔剣道場		
	北九州市立八幡西柔剣道場		
2 2	北九州市立桃園市民プール（室内）	スピナ・シンコースポーツ 共同事業体	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（北九州市立桃園市民プール（室内）は令和2年4月1日から北九州市立桃園市民プールの供用開始の日の前日まで、北九州市立桃園市民プールは同施設の供用開始の日から令和7年3月31日まで）
	北九州市立桃園球場		
	北九州市立桃園運動場		
	北九州市立桃園庭球場		
	北九州市立桃園弓道場		
	北九州市立桃園市民プール		
	北九州市立大谷球場		

(次頁に続く)

(続き)

23	北九州市立本城球場	スポーツパークパートナーズ本城共同事業体	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	北九州市立本城陸上競技場		
	北九州市立本城運動場		
24	北九州市立ひびきコスモス運動場	株式会社スピナ	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	北九州市立若松球技場		
	北九州市立若松球場		
	北九州市立若松庭球場		
25	北九州市立浅生スポーツセンター	戸畑スポーツコミュニティ共同事業体	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

N o 26～28	指定管理者の指定について（北九州市立小倉母子寮等） （子ども家庭局子育て支援部子育て支援課）
--------------	---

北九州市立小倉母子寮等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行 わせる施設	指定管理者に指定す るもの	指定する期間
26	北九州市立小倉母子寮	社会福祉法人孝徳会	令和2年4月1 日から令和7年 3月31日まで
27	北九州市立八幡母子寮	社会福祉法人八幡民 生事業協会	
28	北九州市立玄海青年の 家	玄海グリーン&アド ベンチャー共同企業 体	

No 29	指定管理者の指定の一部変更について（北九州産業技術保存継承センター） （産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課）
<p>北九州産業技術保存継承センターに係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。</p> <p>1 既決指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで</p> <p>2 変更指定期間 平成27年4月1日から令和3年3月31日まで</p>	

No.	件名	要 旨	
令和元年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	6億 259万円	5,755億 2,244万 7千円
	特別会計	1億 6,440万 3千円	4,136億 7,426万 1千円
	企業会計	189億 5,366万 8千円	2,112億 1,458万 8千円
	合 計	197億 2,066万 1千円	1兆 2,004億 1,129万 6千円
30	令和元年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 (債務負担) 2 総 額	6億 259万円 7,870万円 5,755億 2,244万 7千円
31	令和元年度北九州市 食肉センター特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	2,635万円 3億 2,635万円
32	令和元年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	2,845万 3千円 6億 6,975万 3千円
33	令和元年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0円 22億 3,500万円

34	令和元年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総額 49億4,200万円
35	令和元年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 5,480万円 2 総額 1,766億5,780万円
36	令和元年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 5,480万円 2 総額 38億7,580万円
37	令和元年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額 189億5,366万8千円 2 総額 1,176億614万8千円